

「県立大学法人化基本方針」

平成16年3月

県立大学法人化推進本部

(福 島 県)

究等の状況を踏まえて検討を進める。

5．役員会

- ◇ 法人としての執行体制を確立するため、理事長、副理事長、理事で構成する役員会を設置し、次に掲げるような法人の運営に係る重要事項を審議する。
 - 知事の認可・承認を要する事項(中期計画の作成、授業料等の料金の上限設定、重要財産の処分等)
 - 中期目標に対する意見、年度計画の策定、予算・決算に関する事項等
 - 学部、学科など重要な組織の設置・変更
 - その他役員会が定める事項
- ◇ 役員会、経営審議機関、教育研究審議機関、学長選考機関、教授会の適切な機能分担・権限・責任について検討を進める。

6．学長選考機関等

- ◇ 理事長(学長)の任免は、学長選考機関の選考に基づく法人の申し出により知事が行うこととなるが、選考・解任に当たって学内教員の意見を聴取する仕組みや具体的な選考・解任の方法、選考機関の構成員の数や構成員の選考方法等について検討を進める。
- ◇ 法人化後の初代理事長(学長)については、定款の定めるところにより知事が任命するが、その定め方について検討を進める。

7．経営審議機関

- ◇ 法人の経営に関する重要事項を審議する機関を設置し、学外者も参画させることとする。審議機関の名称、委員の人数、構成、任期等について検討を進める。
- ◇ 経営審議機関において審議する基本的事項は次のとおりとする。
 - 中期目標についての意見、中期計画及び年度計画のうち経営に関する事項
 - 学則(法人の経営に関する部分)、役員の報酬基準、職員の給与・退職手当支給基準等の法人の経営に関する重要な規則の制定・改廃に関する事項
 - 予算の編成・執行・決算に関する事項
 - 組織・運営の状況についての自己点検・評価に関する事項
 - その他法人の経営に関する重要事項

8．教育研究審議機関

- ◇ 大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関を設置する。審議機関の名称、委員の人数、構成、任期及び学外者の参画等について検討を進める。
- ◇ 教育研究審議機関において審議する基本的事項は次のとおりとする。
 - 中期目標についての意見、中期計画及び年度計画に関する事項(法人の経営に関する事項を除く)

- 学則（法人の経営に関する部分を除く）その他教育研究に係る重要な規則の制定・改廃に関する事項
- 教員の人事に関する事項（教員の人事に関する方針、基準等）
- 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- 学生の修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- 学生の入学、卒業または課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- 教育研究の状況についての自己点検・評価に関する事項
- その他大学の教育研究に関する重要事項

9．教授会

- ◇ 教授会の構成、教授会と役員会、経営審議機関、教育研究審議機関、学長選考機関、事務組織との適切な機能分担と連携について検討を進める。

10．事務系組織

- ◇ 学長を支援する部門や教員と一体となった企画部門の設置など、戦略的・効率的な大学運営のための組織について検討を進める。

11．教育研究組織

- ◇ 学部長等の部局長の権限と責任の明確化を図るほか、中期目標、計画に沿って各教員の権限、責任についても改めて整理をすることとし、人的資源を有効に活用し得る体制の整備について検討を進める。

12．内部監査、危機管理体制等

- ◇ 内部監査のための体制について検討を進める。
- ◇ 危機管理のための体制について検討を進める。
- ◇ 兼業、責務相反・利益相反のためのルールなどを整備することとし、具体的な内容について検討を進める。

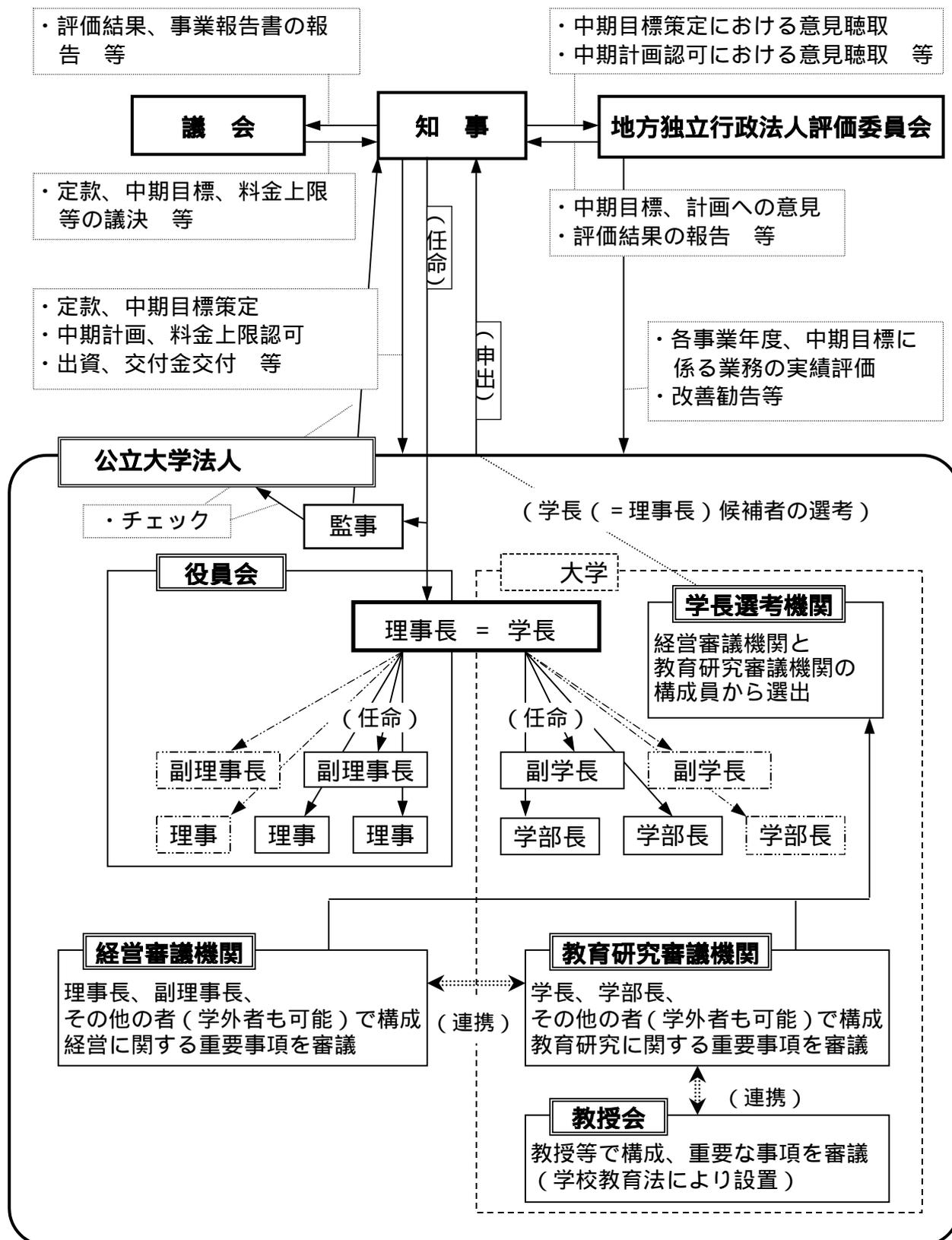
13．法人の業務内容等

- ◇ 法人の業務内容等については、定款や業務方法書等への規定方法なども含めて検討を進める。

14．収入を伴う事業等

- ◇ 大学で生じた特許権等については、法人に帰属することを原則とし、職員の権利などの具体的な内容、規定等について検討を進める。
- ◇ 収入を伴う事業の実施のあり方について検討を進める。

法人化後の運営組織図（概要）



今後、平素の運営組織図（詳細版）について検討を進める。

人事制度

1．任用・選考

- ◇ 大学の教職員は、別に辞令を発せられない限り、法人の教職員として非公務員となり、その任用、給与、勤務時間等については、新たに法人の就業規則等において定めることとなるが、法人化のメリットを活かした、教職員の多彩な活動を可能とする人事システムの構築に努めるものとする。
- ◇ 優れた人材を確保するため、公募制をはじめとする多様な人材募集を行うとともに、明確な選考基準を定める。
- ◇ 大学の人事戦略に基づく柔軟な任用を可能とするため、職種及び業務に応じた、任期制などの多様な任用制度の導入についても検討を進める。

2．職員の採用・育成等

- ◇ 大学の管理運営に当たる事務職員については、円滑な法人への移行を実現するため、法人化後の当分の間は、県からの人的支援が必要であることから、県から法人（大学）への職員派遣を行うこととする。
- ◇ 法人独自の事務職員の採用・育成を計画的に行うこととし、法人による職員採用と県からの職員派遣の受入の範囲について検討を進める。
- ◇ 医療職、技術職等の職員についても、引き続き県立病院をはじめとする県機関との人事交流を行うこととし、そのための人事制度の整備を行う。

3．報酬・給与

- ◇ 教職員の教育研究活動及び専門業務に対するインセンティブの付与を可能とし、大学運営の活性化を図るため、個人の業績に対する、教育、研究、医療、地域貢献等の多角的な視点での人事評価制度の確立に努めるとともに、併せて業績給与制の導入について検討を進める。
なお、他の県機関との人事交流を踏まえつつ、県との給与水準の均衡にも配慮しながら、適正な給与体系を構築する。
- ◇ 退職手当については、法人への身分の移行にあたって、勤務期間の通算などにおいて不利益が生じないように配慮する。

4．服務・勤務時間

- ◇ 教職員の服務については、大学の運営が引き続き県の財政支出に支えられていることにかんがみ、自己規律に基づく適正な服務規律を定めることとする。
- ◇ 勤務時間については、教員の教育研究業務の特殊性等を踏まえつつ、例えば、裁量労働制、フレックスタイム制など、多様な勤務時間制度のあり方について検討を進める。
- ◇ 地域貢献・産学官連携の観点から兼職・兼業を柔軟に認めるものとするが、服務

規律保持のためのガイドラインを策定する。

5 . 福利厚生・研修

- ◇ 教職員の福利厚生における年金及び医療保険については、引き続き地方公務員等共済組合法が適用されることになるが、県の現行制度等を踏まえ、法定外福利厚生制度のあり方についても検討を進める。
- ◇ 教職員の資質の向上を図るため、職種・業務の特殊性に配慮しつつ、サバティカル制度、国・県などの研修制度の活用等、幅広く研修制度のあり方について検討を進める。

6 . 人員管理

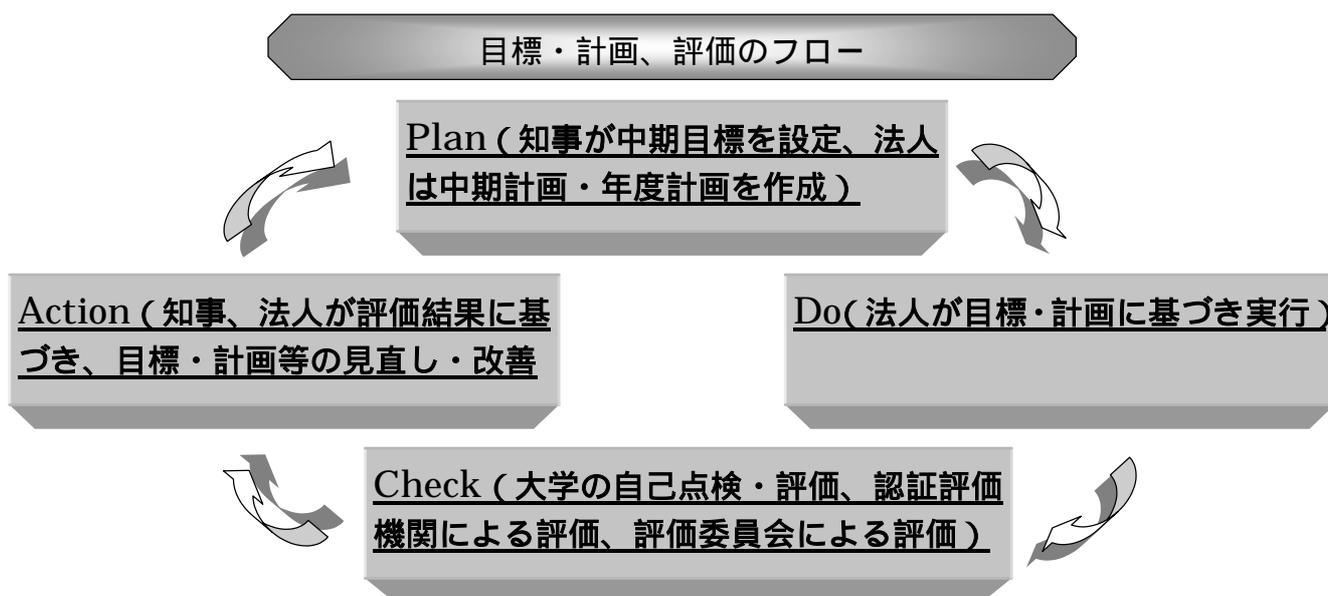
- ◇ 法人化後は、法人自らが中期目標・中期計画に則って、教職員の人員管理を行うものとする。

目標・計画、評価

1 . 目標・計画、評価制度

- ◇ 目標・計画、評価は、Plan(中期目標の設定(知事)、中期計画・年度計画の作成(法人)) Do(法人が目標・計画に基づき実施) Check(自己点検・評価(大学)、認証評価機関¹による評価、地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)による評価) Action(評価結果に基づき目標・計画等の見直し・改善(知事・法人))というマネジメントサイクルとなる。

目標・計画、評価のフロー



1 : 認証評価機関とは、学校教育法第69条の4第2項に基づき、文部科学大臣から大学を評価する機関として認証を受けたものを指す。

2 . 中期目標

- ◇ 知事が中期目標を設定する際は、公立大学法人としての使命を果たすため、次の点に留意した目標設定とする。
- 有為な人材育成、世界レベルの研究推進を始め、地域医療への貢献、産学官連携による地域貢献などを明示する。
- 定めるにあたっては、法人が作成する中期計画、年度計画と密接に関連することから、法人の意見に十分配慮することとする。
- 定量的な目標設定が可能なものは、達成時期や達成水準に関する数値目標を盛り込む。
- 定性的な表現にならざるを得ないものも、可能な限り明確かつ具体的な表現とする。

中期目標の法定項目

- 中期目標の期間（6年）
- 教育研究の質の向上に関する事項（住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）
- 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 財務内容の改善に関する事項
- 教育研究、組織運営の状況についての自己点検・評価及び当該情報の提供に関する事項
- その他業務運営に関する重要事項

作成手順

- 知事は、中期目標に記載する基本事項について、法人等と協議のうえ様式化する。
- 法人は、理念等を踏まえ、基本事項に沿って中期目標素案を作成する。
- 知事は、法人が作成した中期目標素案を聴取し、法人等と協議のうえ中期目標案を作成する。
- 知事は、その案を評価委員会に付託し、意見を求める。
- 知事は、評価委員会からの意見を踏まえ、法人等と協議する。
- 知事は、中期目標案を議会の議決を経て決定する。

3 . 中期計画

- ◇ 法人が中期計画を作成する際は、中期目標を達成するための具体性を備えた計画とし、次の点に留意するものとする。
- 大学の個性や特徴を活かした地域貢献の明示に努める。
- 定量的な計画設定が可能なものは、達成時期や達成水準に関する数値を盛り込む。
- 定性的な表現にならざるを得ないものも、可能な限り明確かつ具体的な表現とする。

中期計画の法定項目

- 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置（住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）
- 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画
- 短期借入金の限度額
- 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 剰余金の使途
- その他県の規則で定める業務運営に関する規則

作成手順

- 知事は、中期計画に記載する基本事項について、法人等と協議のうえ様式化する。
- 法人は、基本事項に沿って中期計画案を作成し、知事に提出する。
- 知事は、その案を評価委員会に付託し、意見を求める。
- 知事は、評価委員会からの意見を踏まえ、中期計画案を認可する。

4．中期計画の認可

- ◇ 中期計画の認可の在り方について、平成16年度から法人化される国立大学や先行して法人化される他公立大学の状況等も踏まえて検討を進める。

5．年度計画

- ◇ 法人が年度計画を作成する際は、中期計画を達成するための具体性を備えた計画とし、次の点に留意するものとする。
 - 大学の個性や特徴を活かした地域貢献の明示に努める。
 - 定量的な計画設定が可能なものは、達成水準に関する数値を盛り込む。
 - 定性的な表現にならざるを得ないものも、可能な限り明確かつ具体的な表現とする。

6．評価委員会

- ◇ 二つの法人（福島県立医科大学、会津大学）の業績評価をするため、県の附属機関として評価委員会を設置する。なお、評価委員会の設置に関しては、次の点に留意するものとする。
 - 評価委員会は、第三者機関として公正・厳正な評価を行う必要があるため、大学運営に高い識見を有する外部有識者で構成するものとし、委員の人数、任期、選任方法等については、国立大学評価委員会の状況等を踏まえて検討を進める。
 - 評価委員会の構成については、福島県立医科大学、会津大学それぞれの特性等を踏まえ、評価委員会の下部組織として、それぞれの大学を対象とした専門部会の必要性について検討を進める。

7. 評価

- ◇ 評価委員会が行う法人の業績評価は、大学の自己点検・評価が基本となる。このことから、大学は自ら中期目標の達成状況を計る具体的な指標・基準の設定に努め、その指標・基準に基づき自己点検・評価を行うものとする。
- ◇ 評価委員会は、大学の自己点検・評価、認証評価機関の評価等を踏まえ、大学の教育研究の質の向上、運営改善及び地域貢献活動の推進が可能となるよう、客観的で厳正な公立大学にふさわしい評価基準・評価方法等の構築を図るものとする。なお、法人化後においても引き続き調査研究するものとする。
- ◇ 評価結果は、次期中期目標・中期計画及び年度計画の策定、運営費交付金等に適切に反映する仕組みとする。

8. 情報公開

- ◇ 知事と法人は、地域社会に対する説明責任を果たすため、中期目標、中期計画、評価結果等の公表のほか、財務諸表等を含め、可能な限り情報公開を推進するための方策の検討を進めるものとする。なお、個人情報保護の観点から、運用基準の設定など適切な措置を講ずるものとする。

財務会計制度

1. 会計制度、システム等の整備

- ◇ 会計制度の構築に当たっては、各大学の業務内容の特性を考慮に入れて検討を進める。
- ◇ 会計システムの整備に当たっては、官庁会計から企業会計への移行がスムーズに行くよう配慮しながら行うとともに、附属病院を設置している医科大学については、特に病院会計の特殊性を十分考慮することとする。

2. 資本金、その他の土地・建物等の財産の出資

- ◇ 法人への出資を検討するに当たっては、大学運営の安定性の確保の観点から、原則土地建物については現物出資とするが、その範囲について検討を進める。

3. 運営費交付金等

- ◇ 県は、法人が独立採算性を前提としない組織であることから、その運営の財源に充てることを目的として、用途を特定しない交付金として運営費を交付することとする。
- ◇ 交付金の具体的な算定については、教育・研究活動、地域貢献等の現状を的確に分析したうえで、それら大学業務の確実な実施の視点、さらに、運営効率化の実

現の視点からも検討を進める。

- ◇ 交付金の算定に、法人の中期計画あるいは評価結果が適切に反映されるような方法についてルール化していく。
- ◇ 施設整備・改修にかかる財源措置のあり方について検討を進める。

4．料金の上限值設定の方法

- ◇ 料金の上限值については、法人の申請に対し議会の議決を受け県が認可することとなるが、教育の機会均等、公立大学の役割、他国公立大学の動向等を踏まえながら設定することとする。

5．外部資金等

- ◇ 科学研究費補助金ほか各種補助金、各種寄附金、特許実施料等収入、共同研究・受託研究収入などの外部資金について積極的に導入するよう努める。

6．借入金の制度化

- ◇ 法人として戦略的かつ柔軟な運営が実現可能になるよう、短期借入金及び県からの長期借入金を制度化するとともに、既整備に要した債務についての取扱について検討を進める。

7．資金・資産の管理運用等

- ◇ 法人の確実な運営に資する的確な収支予測と安全で適切な資金・資産の運用を可能とする資金管理運用体制の整備を図る。
- ◇ 条例で定める重要な財産の処分については知事の認可が必要となるが、その範囲について検討を進める。

法人化のスケジュール

- ◇ 法人設立までの概ねのスケジュールについては以下のとおりとする。
なお、詳細なスケジュールとなる工程表について、平成16年度の早期（6月を目途）に示していくこととする。

平成15年度	1月	県立大学法人化推進本部の設置
平成16年度		「実施計画（工程表）」の策定 中期目標・中期計画の原案作成
平成17年度		定款議決、法人設立認可申請 地方独立行政法人評価委員会の設置、会計システムの構築
平成18年度	4月	公立大学法人設立